

別表十七（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の2第3項《対象純支払利子等に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合（外国法人にあつては、同項（第1号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合に限ります。）に記載します。
- 2 「対象支払利子等合計額1」の欄は、措置法第66条の5の2第1項に規定する対象支払利子等合計額を記載します。
- 3 「控除対象受取利子等合計額2」の欄は、措置法第66条の5の2第2項第6号に規定する控除対象受取利子等合計額を記載します。
- 4 「特定資本関係のある内国法人グループ単位の割合基準」の各欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 「対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利

子等の額の合計額を控除した残額9」の欄は、内国法人及び当該内国法人との間に特定資本関係のある他の内国法人（措置法第66条の5の2第3項第2号に規定する特定資本関係のある他の内国法人をいいます。（2及び3）において同じです。）の当該事業年度に係る同号イに掲げる金額を記載します。

- (2) 「調整所得金額の合計額から調整損失金額の合計額を控除した残額10」の欄は、内国法人及び当該内国法人との間に特定資本関係のある他の内国法人の当該事業年度に係る措置法第66条の5の2第3項第2号ロに掲げる金額を記載します。

- (3) 内国法人との間に特定資本関係のある他の内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を別紙に記載して添付します。